発行所
前橋市役所
前橋市[illegible]町1番地
編集
前橋市役所総務課広報係
発行兼編集人
松田[illegible]松
印刷所 成立舎
前橋市[illegible]町105

第六号

前橋市広報

☆市役所の電話番號☆

本局	
（代表）	4301
秘書課・庶務課	4302
教学課・農政課 統計課・土木課	4303
建築課・[illegible]事務局	4304
[illegible]課（直通）	4966
[illegible]	2413

分室	
保安課・商工課	4501 4502
厚生課・衛生課	4503 4504
税務課・会計課	4505
商工課（直通）	3125
税務課（直通）	3126

本市の財政概要発表

本市の財政白書ともいうべき「財政概要」が八月一日付で公表されました。これは昭和二十三年四月に設けられた「財政概要の作成及び公表に関する條例」によって、毎年二月と八月の二回公表されるもので、今回のは第六回目ですが、「財政概要」とはどういうものかというと、市の財政が、今どんな状態にあるかを、市民の皆さんに有りのまゝお知らせするものです。即ち市民の皆さんのふところに直接ひゞく市の財政が、どうなっているか、皆さんの納める税金がどう使われるか、そういうことがくわしく記されてありますから、これに対する皆さんの御理解と市政への御協力を市では心から希望いたします。

会計別に見た廿五年度予算

今度公表された「財政概要」の主要部分を占め、しかも一般市民の皆さんに最も関係のある昭和二十五年度の市才入才出予算をお知らせすると次の通りです。

予算というのは、たとえば一家の生活が家計簿によってうまく切り回されているように、市の財政を正しく適切に切り回すための市役所の大きな家計簿ともいうべきものがこの予算です。ですから、しっかりした市政は、しっかりした財政を基礎とし、しっかりした財政は正しい予算に基くものであり、予算に対する市民の御理解をお願い致すのもこのためであります。

ところで昭和二十五年度の市の予算はどの位かというと、六月末現在で総額七億五千八百六十一万一千八百十三円で、これを会計別にすると次の通りです。

一般会計	三四三、〇九五、一七六円
特別会計	
競輪	[illegible]
競馬	[illegible]
水道	[illegible]
育英基金	[illegible]
計	[illegible]

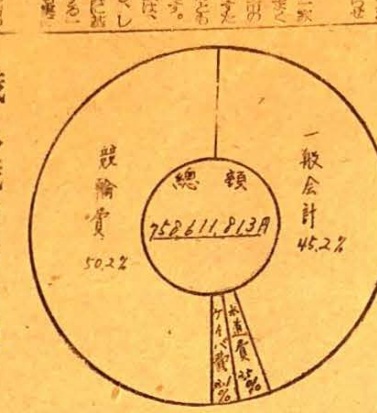

歳入歳出の内容

次に、特に市民の皆さんの税金と直接関係の深い一般会計の才入及び才出の状況を説明すると次の通りです。

歳入の部

歳入総額	三四三、〇九五、一七六円
内訳	
市税	[illegible]
市債	[illegible]
国庫支出金	[illegible]
手数料及使用料	[illegible]
其の他	[illegible]
（其の他の内訳）	
公営企業及財産収入	[illegible]
分担金及負担金	[illegible]
県支出金	[illegible]
寄附金	[illegible]
繰入金	[illegible]
繰越金	[illegible]
雑収入	[illegible]

歳出の部

歳出総額	[illegible]
内訳	
社会及労働施設費	[illegible]
教育費	[illegible]
土木費	[illegible]
市役所費	[illegible]
警察消防費	[illegible]
公債費	[illegible]
保険衛生費	[illegible]
綜合運動場建設費	[illegible]
諸支出金	[illegible]
産業経済費	[illegible]
其の他	[illegible]
（其の他の内訳）	
議会費	[illegible]
駐在費	[illegible]
統計費	[illegible]
財産費	[illegible]
選挙費	[illegible]
輸送費	[illegible]
市制六十周年[illegible]	[illegible]
予備費	[illegible]

以上の通り才入才出共三億四千三百余万円でやりくりをするわけで、この内才入では一億七千七百万円余が市税で、他は市債、国庫支出金、手数料使用料その他で賄うことになって居ります。また才出では社会及労働施設費、教育費、土木費の順でそれぞれ多額に支出することになって居ります。才入才出をグラフに現わすと次の通りです。

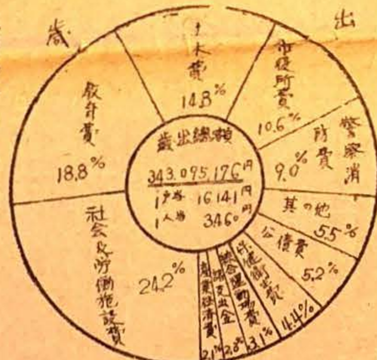

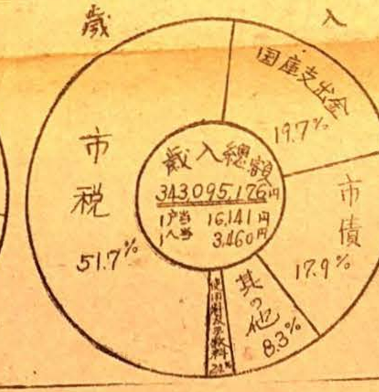

綜合運動場建設に

市有地と市費寄附

市税徴收條例可決

市議会

前橋市議会定例会は八月八日午前十時から開会、出席議員三十[illegible]名で、次の議件を原案通り可決しました。これによって綜合運動場建設に対する市有土地と市費の寄附が正式に決定しました。

一、議案第四四号市有土地、工作物及物件寄附について（敷島公園地内一四、三九七坪の市有地及び地上物件一切を綜合運動場用地として寄附、その使用目的に限り無償で前橋市へ払下げることを條件とする、ほかに市費二千万円を寄附）

一、同第四五号市有土地寄附について（[illegible]町地内[illegible]坪を県営住宅建設の為知事に寄附）

一、同第四六号[illegible]設定の件

一、工事請負契約締結について（総合運動場建設工事、起工六月十日、竣工十二月三十日、契約代金三四〇万円、請負人前橋土建工業株式会社取締役社長小林[illegible]郎）

一、市選挙管理委員会委員補充について（選挙管理委員に北爪八郎氏）

市議会継続会

市議会定例会継続会は同月十四日開会、出席議員二十七名で次の議案を何れも原案通り可決し閉会しました。

一、議案第四六号市税徴收條例設定の件

一、同第四八号昭和二十五年度才入才出追加更正予算（市税徴收條例決定その他に伴うもので既決予算に比し一千二十二万[illegible]円減、追加更正予算総額三億四千三百[illegible]円）

一、同第四九号起債の件（[illegible]警察消防費に充てるため三百万円起債するもの）

一、同第五〇号資金繰入の件（県立病院[illegible]及び一般市費不足のため[illegible]資金三百八十万円を繰入れ）

市政の振否を左右する税金

費途別に見た市税

次に才入の五一・七%を占める市税は一体どんな方面に使われるかと言いますと、市税総額一億七千七百万円は、その二七%を教育費に、一五%を市役所費に、一三%を警察消防費に充てるほか、これを数字で示すと次の通りになります。

（単位千円）

目的別	予算額	市税を以て賄う額
議会費	[illegible]	[illegible]
市役所費	[illegible]	[illegible]
警察消防費	[illegible]	[illegible]
土木費	[illegible]	[illegible]
教育費	[illegible]	[illegible]
社会及び労働施設費	[illegible]	[illegible]
保健衛生費	[illegible]	[illegible]
勧業費	[illegible]	[illegible]
駐在費	[illegible]	[illegible]
財産費	[illegible]	[illegible]
統計調査費	[illegible]	[illegible]
選挙費	[illegible]	[illegible]
公債費	[illegible]	[illegible]
輸送費	[illegible]	[illegible]
高等給与費	[illegible]	[illegible]
綜合運動場費	[illegible]	[illegible]
諸支出金	[illegible]	[illegible]
予備費	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]

「その他」には議会費、勧業費、統計費、選挙費、綜合運動場費、予備費を含んで居ります。

これをグラフにすると次の通りで、市役所費中には臨時経費を含みます。

市税は、こういうふうに使われます

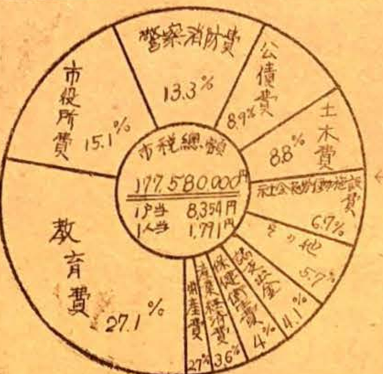

市税の納期と延滞金

期日迄に納めましょう

即ち市税は有力な市の財源であり、これが完全に納入されるか否かは市の事業を完全に遂行出来るか否かという重大な岐れ目となり、ひいては、市の発展に非常に影響するところとなりますので、愛市の熱意に燃える皆さん方が進んで納税下さるよう特に切望いたします（税務課）

先月お届けしました固定資産税の第一期分はもう納付済でしょうか。若しまだ納めていないと日歩四銭の延滞金が加算されますし、督促状を発付すると指定納期限の翌日から右の外に、同額の延滞加算金を、即ち日歩八銭の加算金を徴收することに税法が改正されましたので、未納の方は急いで納めて下さい。なお九月は市民税の第一期と自転車税、荷車税（荷積車、リヤカーを含む）、広告税の納期ですから、今から準備して置いて、期日迄にお忘れなく納めて下さるようお願いいたします。十月以降本年度に賦課する市税は次の通りですから、金詰りの今日、期日迄に納めることは相当困難の事情もあることとは重々お察しいたしますが、期日に遅れ延滞金等の失費のないよう是非御都合してお納め願います。（税務課）

△十月以降市税の納期

十月	なし	
十一月	市民税	第二期
十二月	固定資産税（土地家屋）	第二期
	同（償却資産）	第二期
一月	市民税	第三期
二月	固定資産税（償却資産）	第三期
	同（土地家屋）	第三期

今月は選挙人名簿の調製期

十五日洩れなく申告を

公職選挙法第二十條により毎年九月十五日現在で調製する選挙人名簿の調製期日も切迫し、近く市の選挙管理委員会からこの申告用紙を各世帯に配布して、有権者の皆さんに申告して頂くことになって居りますから、次の事項をよく御承知の上一人も洩れのないように申告して下さい。殊に今回調製する名簿により、明年市長、市議会議員及び県議会議員の選挙が行われるものでありますから、その時になってあわてないよう、必ず申告願います（市選管）

▽選挙資格

1、年令二十才以上（昭和五年十二月三十一日以前生）の者で三ケ月以上（昭和二十五年六月十六日以前から）引き続き前橋市内に住所を有する者（公職選挙法第十一條該当者を除く）は洩れなく申告すること、申告は一世帯毎に連記し一枚とする

2、寮又は寄宿舎等に住所を有する者はその管理者より一括申告する等適宜の措置をとること

3、病院、療養所に入院加療中、未帰還、出稼旅行、罹災等のための一時的不在者であっても「1」に該当する者は洩れなく申告すること

▽申告書記載上の注意

1、住所地は「何町何番地」と本籍は「何都道府県何郡市、何町村大字何々、何番地」と記入すること但し住所地と同一の場合は省略すること

2、氏名は楷書にて正確に、同一字画を以て書くこと、生年月日は「大正12、9、15」又は「大一二、九、一五」のように書くこと

3、性別、男子は男の欄に、女子は女の欄に書くこと

4、前橋市内に住所を定めた年月日欄には初めて前橋市内に住所を定めた日例えば、「昭和二四、一一、五」又は「昭和24、11、5」のように書くこと

公職選挙法第十一條

公職選挙法第十一條とは次の通りです。

左の各号の一に該当する者は選挙権及び被選挙権を有しない。

一、禁治産者

二、禁コ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

三、禁コ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く）

この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については第二百五十二條の定めるところによる

前橋競輪

九月・十月の開催予定

毎回好成績を示している前橋競輪は、九月はいよいよ第六回を十六日から十八日まで第一節、二十一日から二十三日までを第二節として挙行、不適中車券による[illegible]車券二十枚に対し福引券一枚づつです。なお十月は、七八九の三日間を第一節、十三十四十五の三日を第二節として行いますが、この節は特に女子ダービーを[illegible]（商工課）

衛生映画の夕

市衛生課では、九月も前月に引続き衛生思想の普及向上を図るため左記六箇所で映画の夕を催します。日時は決定次第町へ通知します。

[illegible]町 [illegible]△六供 八幡神社△[illegible]町 稲荷神社△[illegible]町 中川校△[illegible]町 八幡宮△南曲輪町 桃[illegible]校

今月の暦

八日白露 [illegible]
二日日食（三分八厘） 同[illegible]
二十日彼岸、二十三日秋[illegible]
六日頃、仲秋名月

市民の窓

今月は[illegible]休載しました（係）

來月に迫る國勢調査
卅三項目について行われます
本市は約四百名の調査員を動員

世界[illegible]センサスの一つ、終戰後の日本が初めて他の國々と伍して世界[illegible]認められて行う國勢調査が、いよいよ來る十月一日午前零時を期して実施されます。この事は前号で既に概略をお知らせしましたが、このため本市でも特に國勢調査課を設け、調査に万全を期し[illegible]ります。しかし[illegible]調査を行うためには約四百名の調査員と、市民皆さん方の絶大なる御協力が、第一の必要條件とされますので、本紙では、どんな調査が行われるかを、最も具体的にお知らせすることにしました。今回はすべて調査員が各戸を訪問して、一々聞き取り式に行いますから、市民の皆さん方は、調査員の問いに対し正しくありのまま答えて頂けばよいのでありますが、それには以下の各項目に亘って、皆さんがスラスラ答えられる様、今から御熟読の上、この調査の実施に國民的協力の程を、切に希望いたします。

調査範囲と方法

調査の範囲

▽調査の対象となる人々＝昭和二十五年十月一日午前零時現在に常住している人の全部。常住地のない人（浮浪者、旅芸サーカス等）一時現在者（他に常住地を有するが、たまたま十月一日午前零時現在他の調査区内の世帯にいた人）

調査の場所

▽平常居住している世帯で調査を受けます。平常居住というのは、そこに今迄実際六カ月以上居住しているか、又は最近移って來たが前に引続き六カ月以上住もうと思っているところを言います。

▽居住する世帯が二カ所以上ある人は泊る日数の多い方を常住地として調査を受けます。

▽例外として学生、生徒、特殊病院、普通病院、受刑者、常住地のない者等があります。

調査の対象となる世帯

次の二種があります。

（一）普通世帯＝同じ所に住んでいて家計を共にする二人以上の集り。

（二）準世帯＝普通世帯と一緒に住んでいるが、別に一人で家計をたてている人、又はその集り、一人で生計（家計）をたてている人。

答申義務者

原則として普通世帯は世帯主、準世帯は代表者、特殊な病院療養所等では病院長又は所長が答申義務者です。

調査の方法

今回行われる調査は十月一日前に行う準備調査と、十月一日以後に行う実地調査の二つに分れています

▽準備調査＝昭和二十五年九月廿二日から廿四日までに行われる調査です。期間中に受持調査員が皆さんのお宅を尋ねて、各世帯の見易い所に「世帯番号札」を貼って参りますから、その札を絶対にとらない様に願います。同時に世帯人員をお尋ねしますからお答え願います。又説明書を配布します。説明書には國勢調査の趣旨、調査項目が記載してありますが更に世帯主の氏名、各の生年月日、就業時間（九月二十四日から三十日までに記入して置いて戴く欄）等の記入欄がありますから、実査当日これを見てお答えして貰うようになっています。

▽実地調査＝十月一日以後三日以内に受持の調査員が巡回し、昭和二十五年十月一日午前零時現在の状況に依り、各調査事項を聴取いたしますから御協力願います。

各調査事項の要点

調査項目は三十三ありますが、その主なものを説明しますと

①住居の種別（第三項目）住宅に住んでいる世帯、住んでいない世帯の別それぞれいくつあるかを調査して住宅難に関する資料を得るのが目的です。

②住宅所有の関係（第四項目）本項では次の四つに分ち質問します

イ、持家に住んでいる世帯

ロ、給与住宅に住んでいる世帯

ハ、借家に住んでいる世帯

ニ、持家、給与住宅又は借家に間借している世帯

③居住室の畳数（第五項目）各世帯で占用している居住室の畳数の合計をお答え願います。洋間の場合は畳の敷いてない所でも一坪二畳の割合で合計して下さい。但し一畳未満は切捨てて下さい。

④氏名（第六項目）昭和二十五年十月一日午前零時、その世帯に平常居住する世帯員がお答え下さい。次の様な人は調査洩れや二重調査の危険がありますから御注意下さい。

イ、自宅を離れて他の場所に居住している学生、生徒（寄宿舎又は下宿で調べる）ロ、病院、療養所の入院患者（病院又は療養所で調べる）但し普通病院では六ケ月以上そこに入院している者だけが調べる。六ケ月に満たない者は家で調べられます。ハ、刑務所、留置場の収容者。刑が確定している人は刑務所で他は自宅で調査されます。

⑤就業状態（第十四項－二十三項目）九月二十四日から九月三十日までの一週間即ち調査週間の実際の就業状態を調査する建前になっていますから必ずこの週間の事実によって質問にお答え下さい。この項は個人の収入を伴う経済活動について就業時間、失業関係、仕事の種類、従業先の事業の種類等を調査して就業人口、失業人口、職業人口、産業人口等を明らかにする為の重要な調査ですから、各答申義務者は、その趣旨をよくお取りの上、調査員の質問によくお答え下さい。

⑥調査週間中に収入のある仕事を少しでもしたか（第十四項目）収入のある仕事とは賃金、給料、利潤その他本人に収益を伴う経済的活動であり、現物報酬も含まれます。

⑦調査週間中に何時間仕事をしたか（第十五項）合計時間をお答え下さい。但し休み時間は含めません。尚合計で三十分未満は切捨てます。

⑧調査週間中に仕事を持っているのにしなかったか（第十六項）色々の都合で調査週間中仕事は持っているが出來なかった人は次の事をよく確認して置いて下さい。

（イ）働かなくても賃金、給料を貰った人又は貰う事になっているかどうか。（ロ）賃金給料を貰わなかった人又は貰うことになっていない人及び自営業者、雇主、無給の家族従業者は更に次の事を確認して置いて下さい、休業してからの日数が三十日にならないか、三十日以上になるかどうか

⑨調査週間中に収入のある仕事を探したか（第十七項）ここでは失業者を調査するのが目的ですから正直にお答え下さい。

⑩調査週間中主に何をしたか（第十八項）

⑪仕事の種類（第二十項）調査週間中実際に従事した仕事及びその内容をお答え下さい。

⑫事業の種類（第二十一項）事業の実体がつかめる様その内容をお答え下さい

⑬勤め先の名称業主の屋号又は氏名（第二十二項）

⑭従業上の地位（第二十三項）本項は次の七種類に分けお答え出來る様にして置いて下さい（イ）雇用者のある業主か（ロ）単独の業主か（ハ）無給の家族従業者か（ニ）一般の雇用者か（ホ）國の官署の雇用者か（ヘ）地方公共団体の雇用者か（ト）進駐軍の要員か

⑮各世帯員について次の事を質問（第二十四－二十九項）1、学校関係（在学か否か、在学年数）2國籍又は出身地3引揚者か否か、4海外居留民であったか否か、5配偶者の関係（配偶者は戸籍上の記載を問わず、事実の関係を答えて頂きます）

⑯結婚した事のある女子について（三十－三十一項）1初婚か否か2結婚年数の合計（初婚者は現在の夫との結婚成立から現在までの年数、死別離別者は結婚から死別離別までの年数、再婚者は前夫と現在の夫との婚姻継続年数の合計）

⑰子供の数（三十二項）死産、流産を含めません。

⑱一時現在者調（三十三項）その世帯に平常居住していない人で十月一日午前〇時現在にたまたまその世帯にいた人、例えば訪問客、帰省中の学生、生徒等でホテル、旅館、宿泊所、病院では特に注意してもれなく数えて下さい。

大体以上の通りですが、調査に当っては調査員に最大の御協力下さいまして、不明の点は調査員にお尋ねの上、調査の完璧を期せらるる様お願いいたします（統計課）

麦供出完遂へ

本市の麦の供出成績は、八月二十九日現在六〇・四%です。供出期限は今月末日ですから、供出完遂に、全生産者の特別の御協力を願います。（農政課）

9月25日⇒29日
第1会場公園球場
第2会場麻屋三階
移動動物園

お待ちかねのインディラ嬢
お猿の電車も來ます

◇…象が欲しがっていた日本の子供に印度ネール首相の贈物インデイラ嬢が、昨年九月上野動物園に來てからというもの、一躍全國的の人氣になっていますが、今度東京都の好意によりこの贈物インデイラ嬢を中心に移動動物園が組織され花の四月頃東京を出発、関西を[illegible]日本の各[illegible]巡回、沢[illegible]インデイラ嬢を前橋に迎え、本市の方たちにも見て頂いて、この喜びを皆さんと共にわかち動物の実物教育と、楽しい娯楽で情操教育の展開を行うことになりました。

◇…本市はもとより県下の児童の間でも是非見たいとの熱望がありますので、[illegible]その他と連絡で初秋の九月二十五日から二十九日[illegible]時より午後四時まで開場することに決定いたしました。

◇…第一会場にはこの外「ライオンの仔」「カンガール」「仔熊」「きつね」「たぬき」「猿」「おうむ」等が來ますが「お猿の電車」も参加して愛きょうを振りまくことになりました。第二会場には剥製その他教材類を多数陳列いたします。入場料は大人二十円（前賣十五円）小人十円（前賣八円）小人団体参観は三十人以上は[illegible]

◇…会期中は混雑を予想されますので、団体の申込は[illegible]内移動動物園準備事務所に來る九月十日迄に申込んで下さい。

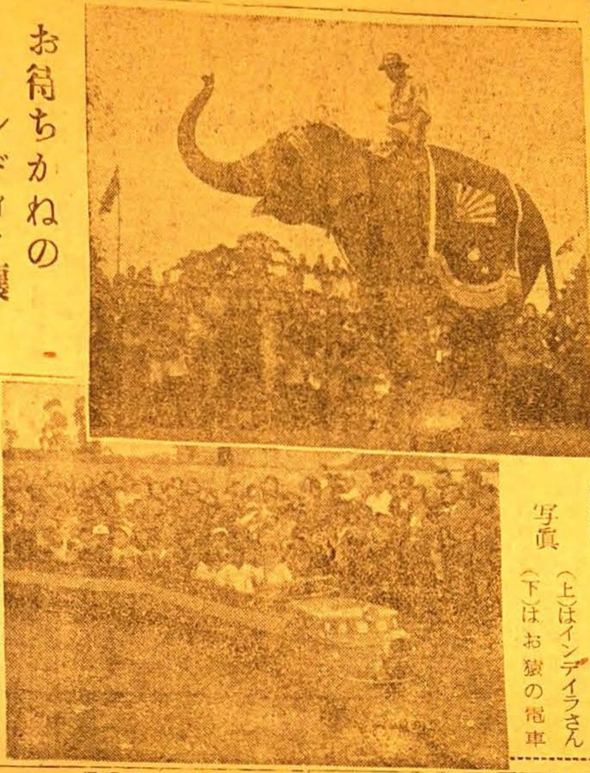

写真（上）はインデイラさん（下）はお猿の電車

象の目

こんど來る移動動物園の人氣者は、なんと言っても、はるばるインドから贈られた象のインデイラさんで▲インデイラさんは今年十六才、背の高さは二・二七米（七尺五寸）体重は一、九九七・五キロ（五百三十貫）▲その食糧は[illegible]ろこし十貫、乾草七十貫、わら二十貫、にんじん五貫、りんご三貫を一日にペロリ▲それで[illegible]わたり、丸太わたり、ゴバン乗りをしてよい子を喜ばせるので、どこでも大変な人気もの▲象についでは、お猿の電車が坊ちゃん嬢ちゃんを喜ばせるが、キリンは第二会場に剥製で飾られる予定

これからが恐ろしい
腸チフス流行期
日本脳炎にも御注意

八月下旬から九月が最盛期として十月頃まで、腸チフスの流行期となりますが、市民の皆さんには赤痢の予防と同様川の水を使わないとか、生水を飲まないとか、食事の前には手を洗うとか、そうした注意をよく守って、これに感染しないよう、お願いします。中には「自分は予防注射を受けたから腸チフスには罹らない」と思っている人もあるようですが、チフス菌の附着したものを沢山食べた場合には、いくら予防接種を受けていても感染しますから、十分注意が肝要です。又小児の生命取りという恐ろしい日本脳炎が各地に発生し本市でも既に二名発生、一名死亡しましたから充分注意して下さい。市衛生課では伝染病予防について八月十五日以来街頭宣伝を行っていますが八月二十三日現在の収容患者数は次の通りで一月以来の発生数は合計一九七名に達しました（衛生課）

赤痢六、疑似赤痢三、疫痢三、腸チフス一、パラチフス三、[illegible]脳一、計一七名

防犯強化運動
各校で座談会
少年補導班も結成へ

犯罪を防止し、治安を維持して社会の平和と、郷土の安寧及び福祉の増進を図る目的で去る八月一日から九月三十日までを前期、十月一日から十二月三十一日までを後期として目下全國的に防犯強化運動が実施されて居りますので本市でも前期の期間中次の通り各小学校で防犯懇談会を開き、適切の対策を講ずるほか、近く各町に少年補導班を結成、少年の不良化防止に努める一方、市民各戸に対し防犯防火の注意ビラを配布することになって居ります。懇談会には、市警察、各町駐在所、学校教職員、防犯委員、婦人会、日赤奉仕団、PTA等の代表者が出席、既に八月二十八日の桃井校を皮切りに開始、三十一日には中川校で開催、九月は四日敷島、七日城南、十二日東、十五日若宮の各校で開催いたしますから、一般市民の皆さん、殊に少年期のお子さんを持たれる父兄の方々は、この防犯運動にぜひ御協力下さるよう希望いたします。（保安課、教学課）

図書館だより
よく讀まれた新刊書

最近前橋市立図書館における新刊書では次の様な図書がよく讀まれました（これは五月―七月迄の三ケ月間の調査による、学習参考書は調査対象とせず、排列の順は閲覧回数の多かった順）

1、石中先生行状記	石坂洋次郎
2、裸者と死者上、中	ノーマン・メイラー　山西英一訳
3、帰郷	大佛次郎
4、日本小説代表作全集21	川端康成（外）編
5、現代学生の勉強法	池島重信（外）
6、半七捕物帳	岡本綺堂
7、潜行三千里	辻政信
8、生物学	八杉龍一
9、若き日の悩み	萩原朔太郎
10、ペスト	アルベール・カミユ　宮崎嶺雄訳
11、日本人民の歴史	羽仁五郎
12、絶体の恋愛	倉田百三
13、ソ連二千話	尾形昭二
14、新しい日本の歴史	家永三郎（外）
15、哲学と人生	三木清